

税率を改定しました

医療費は増加する一方で、保険税収入が伸び悩む中、引き続き市税を主な財源とする一般会計からの繰入金を増やし続けることは、国保加入者以外の方への市民サービスに大きな影響を与えます。

こうした状況から、羽村市の国保の安定的な運営を行うため、平成24年度に保険税率などを次のとおり改定しました。

■ 保険税の税率（比較）		（単位：円・％）		
項 目		平成 23 年度	平成 24 年度	増 減
医療分	所得割税率	4. 5	5. 1	0. 6
	均等割額	20, 000	23, 000	3, 000
	賦課限度額	510, 000	510, 000	増減なし
後期高齢者支援分	所得割税率	1. 4	1. 4	増減なし
	均等割額	7, 800	7, 800	増減なし
	賦課限度額	140, 000	140, 000	増減なし
介護分	所得割税率	1. 2	1. 2	増減なし
	均等割額	11, 000	11, 000	増減なし
	賦課限度額	120, 000	120, 000	増減なし

◆ 保険税改定のモデルケース

例 夫婦（40 歳代）と子ども 2 人の 4 人世帯
世帯所得：約 300 万円
（夫の給与収入：約 443 万円）

	改定前	改定後	引上げ額
年税額	322, 600 円	350, 600 円	28, 000 円

例 夫婦（65 ～ 74 歳）の 2 人世帯
世帯所得：約 120 万円
（夫の年金：240 万円、妻の年金：79 万円）

	改定前	改定後	引上げ額
年税額	106, 800 円	118, 000 円	11, 200 円

◆ 保険税改定（所得別）比較表（40 ～ 60 歳）

■ 1人世帯の場合

（単位：円）

年間所得額		0 円	100 万円	300 万円	500 万円
年税額	改定前	11, 600	86, 200	228, 200	370, 200
	改定後	12, 500	93, 200	247, 200	401, 200
	引上げ額	900	7, 000	19, 000	31, 000

■ 2人世帯の場合

（単位：円）

年間所得額		0 円	100 万円	300 万円	500 万円
年税額	改定前	23, 200	109, 500	267, 000	409, 000
	改定後	25, 000	118, 300	289, 000	443, 000
	引上げ額	1, 800	8, 800	22, 000	34, 000

保険税の軽減措置

所得が一定金額以下の方

合計所得金額が一定金額以下の世帯は、保険税（均等割額）の軽減対象です。未申告の場合は、軽減となりません。

■ 被保険者の所得総額の合計が 33 万円以下：均等割額の 7 割軽減

■ 被保険者の所得総額の合計が 33 万円を超え、世帯主を除く人数 × 24 万 5 000 円 + 33 万円以下の世帯：均等割額の 5 割軽減

■ 被保険者の所得総額の合計が 33 万円を超え、世帯主を含む人数 × 35 万円 + 33 万円以下の世帯：均等割額の 2 割軽減

解雇などで失業した方

解雇などで失業し、次の要件をすべて満たす方は、保険税の軽減を受けることができます。申請してください。

① 離職時に 65 歳未満の方

② 平成 21 年 3 月 31 日以降に解雇などの理由で失業した方

③ 雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）、または特定理由離職者（雇止めなどによる離職）で失業等給付の基本手当の受給資格のある方

必要書類 雇用保険受給資格者証

※ ハローワークでの交付手続きが必要

軽減期間 離職日の翌日の属する月から翌年度末まで

軽減方法 失業した本人の前年給与所得を 100 分の 30 とみなして所得割額を算定

保険税の減免措置

次の場合は、申請すると保険税の減免の対象となります。

■ 災害そのほか特別な事情で生活が著しく困難になったとき

■ 職場の健康保険の加入者本人が、後期高齢者医療制度（原則 75 歳から）に移行したことで、65 歳以上の被扶養者が国保に加入したとき

窓口負担の減免・徴収猶予

医療機関の窓口で負担する費用（一部負担金）の支払いが困難で、次の事由に該当する方は減額・免除または徴収猶予となる場合があります。相談してください。

① 災害により資産に重大な損害を受け、生活が困難と認められるとき

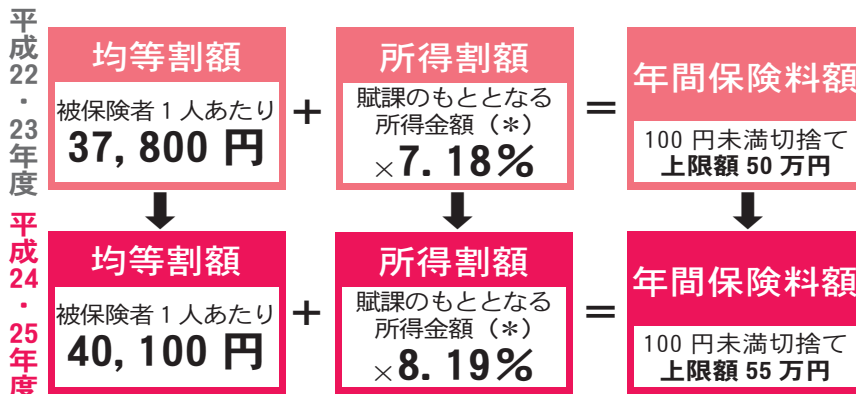
② 事業・業務の休廃止、失業などで収入が著しく減少し、生活が困難と認められるとき

③ そのほか、特別な事情で生活が困難と認められるとき

※ ② の場合は入院療養を受け、収入が生活保護基準以下であることなどの条件があります。

後期高齢者医療 保険料率が決まりました

問合せ 市民課高齢医療・年金係



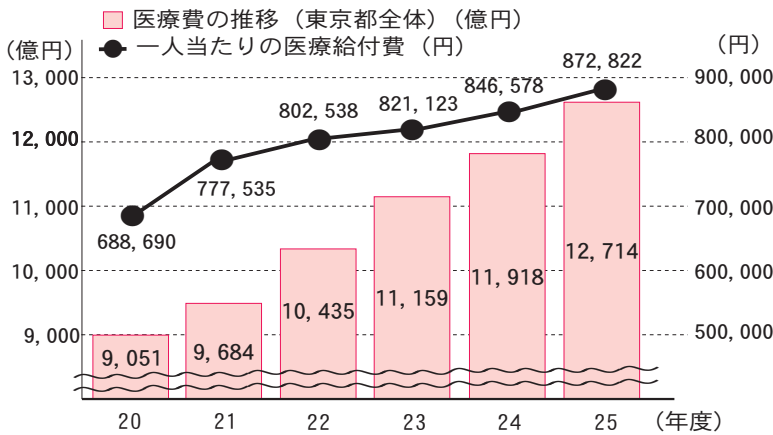
(*) 賦課のもととなる所得金額…前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から、基礎控除額33万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料の算定基礎となる保険料率は、2年間の財政運営期間における医療給付費などに応じて、東京都後期高齢者医療広域連合が2年ごとに定めることになっています。

平成24・25年度の保険料率は、医療費の増加などに伴い大幅な上昇が見込まれ、保険料の増加抑制対策を講じます。

医療費(東京都全体)と一人当たりの医療給付費の推移



※平成20～22年度は実績値、平成23～25年度は推計値です。

したが、皆さんに一定の負担をお願いすることとなりました。保険制度の安定的な運営のため、ご理解をお願いします。

**市区町村の負担による
保険料抑制対策**

本来保険料で賄うべき費用について、下表のとおり市区町村が負担して保険料の抑制をしています。

保険料の軽減

所得に応じて保険料が軽減される場合があります。軽減には確定申告などの所得の申告が必要です。

均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減します。

所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減します。

会社の保険の被扶養者だった方

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険など(国保および国保組合は除く)の被扶養者だった方は、所得割額が無料になり、均等割額が9割軽減となります。

■保険料抑制対策の羽村市負担額 (単位:千円)

年度	保険料軽減措置の負担	葬祭費分の負担	合計
20年度	17,013	—	17,013
21年度	16,512	—	16,512
22年度	21,861	10,700	32,561
23年度	15,908	12,180	28,088
24年度	23,055	15,200	38,255

※葬祭費分の負担のうち20・21年度は、市区町村の単独事業であったため、保険料抑制対策の対象外です。

※20～22年度は決算額、23年度は決算見込額、24年度は予算額です。